

令和8年度

県民くらし相談センター（ひとり親家庭等相談窓口）

奈良県スマイルセンター

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方、離婚を考えている方を支援します。

ひとり親
コンシェルジュ相談

定期出張相談

養育費確保
支援補助

専門家による
無料相談

ひとり親家庭等
支援セミナー

TEL 0742-24-7624



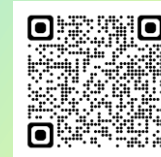
詳しくはWebで

奈良県スマイルセンター



スマイルセンターのご利用について

スマイルセンターは、WEBで利用予約ができます。



利用予約には事前に「奈良スーパーアプリ」へのご登録が必要です。

予約内容を確認するために折り返し連絡いたします。

■ 相談内容に合わせて対応いたします。まずは、ご連絡ください ■

令和7年度より、ひとり親家庭等の就業相談は、
エルトピア奈良（奈良労働会館）1Fにある奈良しごとiセンターで
対応しています。

県民くらし相談センター

ひとり親家庭等相談（スマイルセンター）

TEL 0742（24）7624

FAX 0742（24）7625

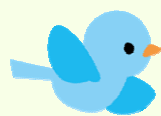
火～土 9時00分～12時30分 13時30分～16時30分
（祝日、年末年始、月曜日が祝日のときはその直後の平日を除く）
630-8421 奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F



smile-center@office.pref.nara.lg.jp

メールでの相談は件名に必ず「相談」と入れてください





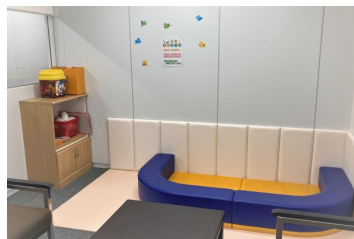
ひとり親コンシェルジュによる生活支援



スマイルセンターは、●母子家庭の母 ●父子家庭の父 ●寡婦の方 ●離婚を考えている方 を支援するために、奈良県・奈良市が設置した総合相談窓口です。
皆さまが抱える悩みやお困りごとをお聞きし、**各種手当や給付金、子育て支援サービス、養育費や親子交流の取り決め**など、個々の状況にあわせて対応いたします。

ひとり親コンシェルジュ相談

「暮らし」や「子育て」など、生活に関する心配ごとやお悩みをじっくりお聞きします。どこに聞けばいいのかわからないことなど、何でもお気軽にご相談できます。
関係機関とも連携しながら、お一人おひとりに合わせた支援を行います。



相談室のキッズスペース

- ・受けられる支援や制度を知りたい
- ・出費がかさみ生活が不安
- ・家事や育児をちょっと手伝ってほしい
- ・離婚を急に言い出されたけどどうしたら？
- ・離婚時の取り決めを専門家に相談したい
- ・こどもへの影響が心配
- …など

定期出張相談

※完全予約制

スマイルセンターへの来所相談だけでなく、定期的に公的機関等に出向き相談に応じています。
日にちをご確認のうえ、スマイルセンターまで「事前予約」をお願いします。

●かしはらナビプラザ 4F市民相談広場受付

第3火曜日 10時～16時
近鉄大和八木駅 南口すぐ

※ 近くの公的機関で相談できる場合もありますので、ご相談ください。

養育費確保費用補助

奈良県内に居住するひとり親の方（対象となる児童を現に養育している者）に対して、

- 1）養育費に係る公正証書作成等に要した費用
- 2）保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結した際の保証料
- 3）養育費に係る強制執行申立または請求調停申立に要した費用

を負担した方に補助します。詳細はスマイルセンターホームページでご確認をお願いします。

留意事項

- ・公正証書は、強制執行認諾約款付きのものであること
- ・奈良市、生駒市など他の自治体等の同等事業で補助金等を受給していない、または受給予定でないこと
- ・過去に同一の児童を対象として、同様の補助金を受給していない、または受給予定でないこと
- ・費用によって申請いただけるタイミングが異なりますので、事前にスマイルセンターへご相談ください。

専門家による無料相談

養育費・親子交流、離婚に伴う諸問題

● 養育費等相談 ●

おひとり60分程度（1日3枠）
開催時間 13：30～16：30

令和8年	4月16日（木）	
	5月14日（木）	5月26日（火）
	6月11日（木）	6月23日（火）
	7月9日（木）	7月28日（火）
	8月6日（木）	8月25日（火）
令和9年	9月10日（木）	
	9月15日（火）	⇒ 奈良市役所で開催
	9月29日（火）	
	10月8日（木）	10月27日（火）
	11月12日（木）	11月17日（火）
	12月10日（木）	12月22日（火）
	1月14日（木）	1月26日（火）
	2月4日（木）	2月16日（火）
	3月11日（木）	3月16日（火）

養育費の確保や財産分与・親権などの問題

● 弁護士相談 ●

おひとり30分程度（1日6枠）
開催時間 13：30～16：30

令和8年	4月25日（土）	
	5月23日（土）	
	6月27日（土）	
	7月17日（金）	7月25日（土）
	8月22日（土）	8月28日（金）
	9月26日（土）	
	10月24日（土）	
	11月28日（土）	
	12月12日（土）	
	12月12日（土）	
令和9年	1月23日（土）	
	2月19日（金）	2月27日（土）
	3月19日（金）	3月27日（土）

- ・予約は希望月の月初めより受け付けます。
- ・場所は県民くらし相談センターです。

ひとり親家庭等支援セミナー

離婚前後の心配ごとや不安を少しでも取り除くため何ができるかを、専門家とともに考えるセミナー（無料）を開催しています。
令和7年度は、『離婚前後の親が身につけておくべき基礎的な知識』『離婚前後の収支の把握や経済的自立のための家計管理』をテーマに実施しました。

ひとり親の方が利用できる各種支援

●日常生活支援事業（離婚前の困難を抱える方も対象）

修学や疾病などの理由により一時的に生活援助・子育て支援が必要な場合、生活環境の激変により日常生活に支障が生じている場合に、利用できます。
利用時間は1時間単位で、同一家庭において年間の時間制限があります。
※登録と利用申請は、お住いの市町村福祉担当課へ。

●高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金

児童扶養手当受給者か同等の所得水準の方が、対象資格の取得を目指して修業する場合、受講期間の一定期間、生活費として「訓練促進給付金」が給付されます。また、養成機関の修了後に「修了支援給付金」が支給されます。

対象資格：看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、社会福祉士 ほか

※市町村ごとに対象資格が異なります。

●高等職業訓練促進資金貸付

訓練促進資金：高等職業訓練促進給付金を活用し資格取得を目指す方に、入学準備金及び就職準備金を貸し付けます。

住宅支援資金：母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、就職や就業に向けて意欲的に取り組む方に、住宅の借りに必要となる資金を貸し付けます。

※貸付であるため返済が必要です。就職の状況によっては返還が免除されます。

●母子父子寡婦福祉資金貸付金

生活の安定と経済的自立を助け、あわせて児童の健全な成長をはかることを目的とし、低金利または無利子で各種資金を貸し付けます。

すべての貸付は限度額があり、必要額と返済の見通しによって個別に貸付金額が決まります。世帯状況等により限度額までご利用できない場合もあります。
※審査には通常2か月程度かかります。

修学資金：児童の高等学校、大学、高等専門学校などの授業料、書籍代、交通費等に必要な資金

就学支度資金：児童が就学、修業するために必要な入学金、被服、靴、鞆等に必要な資金

生活資金：知識技能を取得している間、医療もしくは介護を受けている間、ひとり親になって間もない、失業中、家計急変の場合に、生活を安定継続するための資金

等12資金

いずれも制度の詳しい内容について、事前にお住まいの福祉事務所にお問い合わせください。